


数社の輪番で休日を設定する場合の例


- ・所定休日を変更し、複数の企業の所定休日を輪番で設定する取組みです。
- ・この取組により、各企業の合計でみた場合、週単位での電力需要が平準化され、平日の電力消費のピークの低減につながります。
- ・同業種や、同一地域の複数の企業等で協調して節電に取り組む場合に有効な方法です。


7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

 A社休日
(月・木曜日)

 B社休日
(火・金曜日)

 C社休日
(水・土曜日)

例1. 7～9月の週休日を増やし、他の月の週休日を減らす場合

- ・変形労働時間制（対象期間6～11月）を活用し、週休日の日数の増減を行う取組みです。
- ・操業日数の調整を行いやすい業種などで節電に取り組む場合に有効な方法です。

6月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	40
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	40
19	20	21	22	23	24	25	40
26	27	28	29	30			40

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	40
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	32
17	18	19	20	21	22	23	32
24	25	26	27	28	29	30	32
31							32

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	32
7	8	9	10	11	12	13	32
14	15	16	17	18	19	20	32
21	22	23	24	25	26	27	32
28	29	30	31				32



9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	32
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	32
18	19	20	21	22	23	24	32
25	26	27	28	29	30		32

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	48
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	40
16	17	18	19	20	21	22	48
23	24	25	26	27	28	29	40
30	31						48

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	48
6	7	8	9	10	11	12	48
13	14	15	16	17	18	19	40
20	21	22	23	24	25	26	48
27	28	29	30				40
							8

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間
6月	30	8	22	176
7月	31	13	18	144
8月	31	14	17	136
9月	30	11	19	152
10月	31	7	24	192
11月	30	6	24	192
計	183日	59日	124日	992時間

※上の例では、平日の電力需要の節減の観点から、7、8月を中心として、平日に所定休日を設定しています。

休日と、労働日ごとの所定労働時間
 休日  8時間

※連続労働日数の限度は6日です。
 ※カレンダー右横の数字は、太線で区切った週(水曜～火曜)の労働時間数の合計です。

例2. 7～9月に連続休暇を設定し、他の月の週休日を減らす場合

- ・変形労働時間制(対象期間6月～11月)を活用し、週休日を振り替えて、連続休暇を設定する取組みです。
- ・夏季に長期の一斉休業が可能な事業場などで節電に取り組む場合に有効な方法です。

6月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	40
12	13	14	15	16	17	18	40
19	20	21	22	23	24	25	40
26	27	28	29	30			40

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40
10	11	12	13	14	15	16	40
17	18	19	20	21	22	23	24
24	25	26	27	28	29	30	0
31							

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	16
7	8	9	10	11	12	13	40
14	15	16	17	18	19	20	40
21	22	23	24	25	26	27	40
28	29	30	31				40

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	40
11	12	13	14	15	16	17	40
18	19	20	21	22	23	24	32
25	26	27	28	29	30		32

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	48
9	10	11	12	13	14	15	40
16	17	18	19	20	21	22	48
23	24	25	26	27	28	29	40
30	31						

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	48
6	7	8	9	10	11	12	48
13	14	15	16	17	18	19	40
20	21	22	23	24	25	26	48
27	28	29	30				40
							8

※上の例では、平日の電力需要の節減の観点から、7, 8月を中心として、平日に所定休日を設定しています。

休日と、労働日ごとの所定労働時間
 休日 8時間

※連続労働日数の限度は6日です。
 ※カレンダー右横の数字は、太線で区切った週(水曜～火曜)の労働時間数の合計です。

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間
6月	30	8	22	176
7月	31	19	12	96
8月	31	10	21	168
9月	30	9	21	168
10月	31	7	24	192
11月	30	6	24	192
計	183日	59日	124日	992時間

※例1及び例2の場合の規定の仕方(例)

<就業規則規定例>

- 第〇条 労働者代表と1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合、当該協定の適用を受ける労働者について、1週間の所定労働時間は、対象期間を平均して1週間当たり40時間を超えないものとする。
- 2 1日の始業・終業の時刻、休憩時間は、次のとおりとする。
 始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時

<変形労働時間制に関する労使協定例>

- (勤務時間)
 第1条 平成23年6月1日から同年11月30日までの期間における、所定労働時間は、同期間(6か月間)を対象期間とする変形労働時間制によるものとし、同期間(6か月)を平均して週40時間を超えないものとする。
- 2 1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。
 始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は平成23年6月1日とする。

(休日)

第3条 労働日及び所定休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則に定める時間外手当を支払う。

(対象となる労働者の範囲)

- 第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する者を除き、全労働者に適用する。
- 一 18歳未満の年少者
 - 二 妊娠中または産後1年を経過しない女性労働者のうち、本制度の適用免除を申し出た者
 - 三 育児や介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する者に該当する者のうち、

本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。(注:「特定期間」とは、特に業務が繁忙な期間をいいます。)

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は平成23年6月1日から同年11月30日までの6か月間とする。

例3. 7～9月の所定労働時間を短縮し、他の月の所定労働時間を増やす場合

6月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	40
12	13	14	15	16	17	18	40
19	20	21	22	23	24	25	40
26	27	28	29	30			40

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	44
10	11	12	13	14	15	16	30
17	18	19	20	21	22	23	30
24	25	26	27	28	29	30	30
31							

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	30
7	8	9	10	11	12	13	30
14	15	16	17	18	19	20	30
21	22	23	24	25	26	27	30
28	29	30	31				30

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	30
11	12	13	14	15	16	17	28
18	19	20	21	22	23	24	32
25	26	27	28	29	30		40

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	44
9	10	11	12	13	14	15	40
16	17	18	19	20	21	22	50
23	24	25	26	27	28	29	50
30	31						

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	50
6	7	8	9	10	11	12	40
13	14	15	16	17	18	19	46
20	21	22	23	24	25	26	48
27	28	29	30				40
							10

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間
6月	30	8	22	176
7月	31	8	23	142
8月	31	10	21	126
9月	30	9	21	154
10月	31	11	20	200
11月	30	10	20	194
計	183日	56日	127日	992時間

※上の例では、平日の電力需要を低下させるために、7、8月を中心として、平日に所定休日を設定しています。

休日と、労働日ごとの所定労働時間
■ 休日 A 8時間 ■ 6時間 ■ 10時間

※連続労働日数の限度は6日です。
 ※カレンダー右横の数字は、太線で区切った週(水曜～火曜)の労働時間数の合計です。

※例3の場合の規定の仕方(例)

<就業規則規定例>

第〇条 労働者代表と1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合、当該協定の適用を受ける労働者について、1週間の所定労働時間は、対象期間を平均して1週間当たり40時間を超えないものとする。

2 1日の始業・終業の時刻、休憩時間は、次のとおりとする。

- A勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時
- B勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後3時30分、休憩＝正午から午後1時
- C勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後7時45分、休憩＝正午から午後1時、午後5時から5時15分

<変形労働時間制に関する労使協定例>

(勤務時間)

第1条 平成23年6月から同年11月30日までの期間における、所定労働時間は、同期間(6か月間)を対象期間とする変形労働時間制によるものとし、同期間(6か月)を平均して週40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は、A勤務8時間、B勤務6時間、C勤務10時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

- A勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時
- B勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後3時30分、休憩＝正午から午後1時
- C勤務 始業＝午前8時30分、終業＝午後7時45分、休憩＝正午から午後1時、午後5時から5時15分

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は平成23年6月1日とする。

(休日)

第3条 休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則に定める時間外手当を支払う。

(対象となる労働者の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する者を除き、全労働者に適用する。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中または産後1年を経過しない女性労働者のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 三 育児や介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する者に該当する者のうち、

本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。(注:「特定期間」とは、特に業務が繁忙な期間をいいます。)

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は平成23年6月1日から同年11月30日までの6か月間とする。